

背景 課題

平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（令和5年3月28日閣議決定）。この中で、行政、民間、消費者、事業者等の幅広い主体が連携を図り、効果的・実践的に消費者教育を推進することが求められている。また、基本的視点として、消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進や消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応などが示されている。



事業内容

① 成年年齢引き下げ等を踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築（委託事業）

事業期間：令和5年度～、件数・単価：3機関×約1,513千円

各地域において参考となる効果的・実践的な消費者教育のモデルを構築。

② 消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施（委託事業）

事業期間：平成30年度～、件数・単価：1団体×3地域×約1,701千円

消費者教育に係る課題や実践手法等を関係機関・団体と共有・協議。

③ 教育アドバイザーの派遣

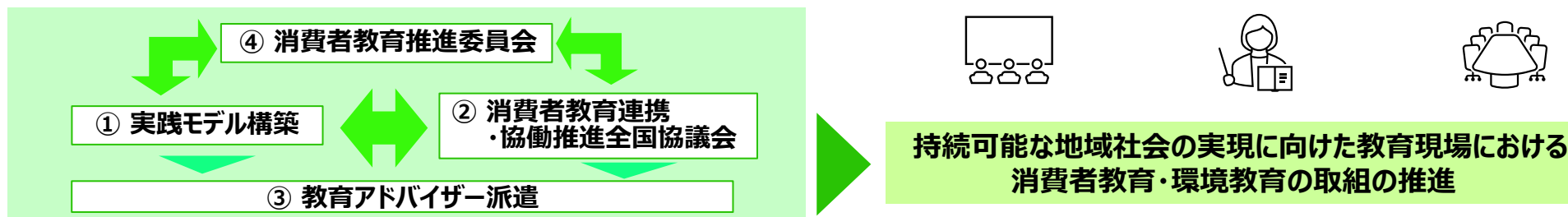
事業期間：平成25年度～、件数・単価：45回×約53千円

消費者教育アドバイザー等の派遣を通じ、持続可能な地域の実現に向けた知見・ノウハウを提供する。

④ 消費者教育推進委員会の開催

事業期間：平成25年度～、件数・単価：1会議×3回×約623千円

消費者教育や環境教育の有識者により、今後の施策の推進方策について検討する会議の開催。



アウトプット(活動目標)

- 全国の多様な好事例を把握し、教育委員会を通じて学校や地域に展開する。
- より多くの自治体からの教育委員会担当者が、研修に参加し消費者教育、環境教育への理解を深める。
- 消費者教育アドバイザーの活用を推進する。

アウトカム(成果目標)

- 本事業や本事業の成果を活用した取組に参加した子供たちの消費や環境に対する意識が変わり、行動が変容する。

インパクト(国民・社会への影響)

子供たちの意識・行動の変容を通じて、社会全体の意識が高まり、持続可能な地域社会の実現に寄与する。

